

告 示

埼玉県告示第八百四十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十八年六月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年六月十七日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人障害者生活支援ネットワークYOUゆう
- 三 代表者の氏名
山中 眞理子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県熊谷市石原八百七十六番地十
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障害者（児）に対し、地域社会のなかで、安心してしかも豊かな生活が営めるよう、教育・福祉・労働・余暇などにかかわる個人・団体・施設が連携して支援活動を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。